

埋蔵文化財照会・届出手続き（照会者用）

照会・提出先：小金井市教育委員会教育部

生涯学習課文化財係

住所：〒184-8504 小金井市前原町 3-41-15

電話：042-387-9879 F A X：042-383-1133

工事計画等が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）にあたる場合は、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、下記の手続きをお願いしています。

東京都遺跡地図照合

窓口等で『遺跡地図』で遺跡に入るかどうか確認して下さい。

範囲外 「届出の必要はありませんが、工事中に遺跡や遺物が発見された場合は、市教育委員会に届け出て下さい。」

範囲内 「届出が必要です。一部でもかかる場合でも同様です。」

指示内容事前協議

工事計画によって、指示内容が異なります。

<主な指示内容>

- (1) **立 会 調 査** 市職員が基礎工事に立ち会います。原則として発掘調査はしません。
 - ① 個人住宅で木造二階建て、基礎の深さが 50 cm 程度の場合
 - ② 業者等による木造の共同住宅及び宅地開発（木造戸建て）で道路の新設をしないもの
- (2) **試掘・確認調査** 業者が行う建築工事で、基礎が 50 cm 以上の深さで遺跡を破壊する可能性がある場合に遺跡の有無や、遺跡の内容を確認するために行う小規模な調査です。原則として事業者の費用負担で実施をお願いします。
 - ① 宅地造成工事で、新設道路や擁壁等を設置する場合。
 - ② 建築工事で、鉄筋・鉄骨造や地下を伴う恒久建物の場合、建物部分の試掘を実施。
- (3) **本格発掘調査** 過去の調査等から試掘をするまでもなく、遺跡の存在が明確な場合や、試掘調査等で遺跡が確認された場合は、発掘調査をお願いします。発掘調査費用負担についてご協力をお願いしています。
- (4) **慎重調査** 過去の発掘調査を行った同じ場所で工事を実施する場合、新たな遺跡を破壊しないと認めるときは慎重に工事を実施するよう指示があります。

発掘届の提出

文化財保護法第 9 3 条第 1 項（工事のための届出）

《提出書類》

◎埋蔵文化財発掘の届出について……………東京都教育委員会教育長宛

◎別記……………「4 遺跡の種類」を除き記入してください。

※ 事業主（工事主体者）が法人の場合は、代表者登録印の押印をお願いいたします。個人の場合は認印でかまいません。

◎添付書類

①承諾書（別紙 1）……………事業主の方と土地所有者が同一の場合は、提出不要です。

道路使用時は「道路占用許可書」が代わりとなります。

②承諾書（別紙2）……………必ずご提出ください。

③委任状……………代理人が届出の提出や事前協議を行う場合に提出が必要です。

④工事書類……………案内図、建築物配置図、平面・立面図・基礎断面図等

《提出部数》

- ・ 2部提出。正本は都教委に進達、副本は市教委で保管します。
- ・ 添付図面は原則としてA4判にしてください。

《提出期限》 工事着手の60日前までに小金井市教育委員会に提出して下さい。

発掘届の進達

事業者と事前協議で合意した指導内容を付して、速やかに東京都教育委員会に進達します。

東京都通知

届出後、約2週間以内に東京都教育委員会から、届出者及び市教委宛に通知書が届きます。

<通知書の文面>

- (1) **立会調査の場合** 市教育委員会の職員が立ち会うこととしたいので、工事の実施の際には連絡をとる等、必要なお配慮をお願いします。
- (2) **試掘・確認調査の場合** 遺跡の遺存状態・内容等を把握するための試掘調査を行なう必要がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) **発掘調査の場合** 遺構等が破壊する等、埋蔵文化財の保存に影響があるので、工事着手する前に発掘調査を実施してください。

調査の実施

立会調査

職員が立ち会いますので、事前に日時を連絡して下さい。遺跡が発見された場合には、別途協議します。

試掘・確認調査

原則として事業者負担で実施してください。職員が立ち会いますので、事前に日時を連絡して下さい。遺跡が発見された場合は、別途協議いたします。

本格調査

事業者の負担で調査をお願いします。民間の調査会社と委託契約して実施して下さい。市教委は調査の指導にあたります。この場合、調査会社が調査のための「発掘届」を提出することになります。

調査の終了

整理作業

調査報告書提出

工事実施

発掘届の記入方法

第 号
令和元年4月1日

東京都教育委員会教育長 様

工事主体者(業主)を記入し、
押印が必要。 (法人の場合は
代表者印、個人の場合は捺印可)

〒 184-000X

住所 小金井市前原町1-1-X

氏名等 小金井 太郎 (印)

(注) 届出手続きをする方が、土地所有者、工
事主体者(業主)、施工責任者(別記3、6、7)
のいずれにも該当しない場合は、届出手続きに
関する委任状を提出してください。

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保
護法(昭和25年法律第214号)〔第93条第1項・第94条第1項〕、同第184条第1項及
び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条〔第1項・第2項〕の規定により、
下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等しようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等しようとする土地の面積
- 3 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、
契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の
氏名並びに事務所の所在地)
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付していただく図面は、
案内図、配置図、
高さの標高を示す設計図です。

【添付書類】

土木工事等しようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示
す書類及び図面

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

1 所在地	小金井市 中町 2丁目 2番 X号 (住居表示)
2 面積	建築面積を記入 100.00 m ² 丁目 番 号 (地番)
3 土地所有者	住所: 小金井市前原町1-1-X 氏名等: 小金井 太郎 種別: 無落跡 員数 都筑跡 官衛跡 城館跡 社寺跡 古墳 溝穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡()
4 遺跡の種類	遺跡の種類 (遺跡番号 X) 員数 1
5 工事の目的	宅地 水田 畑地 山林 道路 4の項目は、小金井市内遺跡所在地一覧を参照し記 入してください(該当するものに○をつける)。野状 は地目ではなく、土地利用形態。員数は該当遺跡数 で、種別の場合はその数を記入してください。 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の施設等 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平 園造り 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 公園造成 ゴルフ場 観光開発 宅地造成 土地区画整理 農業基盤整備事業(農道等) ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()
6 工事主体者	住所: ●●区●●町X-X-X ●●ビル●●階 氏名等: 代表取締役 ●●●● 通常は業主を記入します
7 施工責任者	住所: ■■■市■■■町X-X-X ■■■ビル■■■階 氏名等: 代表取締役 ■■■■■■ 現場代理人、監督員等の責任 者。未定の場合は「未定」。
8 着手予定時期	令和元年 6月 X日 9 終了予定時期 令和2年 3月 31日
10 参考事項	事前の旧変遷の解体予定等を記入 時期は「上旬」等でも可

指 導 事 項 発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認事項 その他()

(注意事項) ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会が記入。
③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当
項目のない場合は()内に記入。

【お願い】

このスペースに、鉛筆書きで、本件担当の連絡先、担当者、担当番号を記入してください。
又は、連絡先が分かる資料(名刺等)をご提示下さい。

別紙1

第 年 月 日 号

別紙1記入例

東京都教育委員会教育長 様

※届出者が「土地所有者」と異なる場合に
ご提出願います。同じ場合は、提出する必
要はありません。

〒184-000X

住 所 小金井市前原町1-1-X

氏名等 武蔵小金井 太郎 印

土地所有者の情報を記入

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文
化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

東京都小金井市

丁目 番 号 所在遺跡

別紙2

第 年 月 日 号

別紙2記入例

小金井市教育委員会教育長 様

〒184-000X

住 所 小金井市前原町1-1-X

氏名等 武蔵小金井 太郎 印

土地所有者の情報を記入

承 諾 書

私の所有する下記所在地における埋蔵文化財発掘事業について、承諾します。
なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に処置
を委ね、権利を放棄します。

記

東京都小金井市

丁目 番 号 所在遺跡

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所

氏名等 ⑩

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 所在地	小金井市	丁目	番	号 (住居表示)
2 面積	m ²	丁目	番	号 (地番)
3 土地所有者	住所:			
	氏名等:			
4 遺跡の種類	散布地 (包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡()			
遺跡の名称	(遺跡番号)		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()			
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()			
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建築 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()			
6 工事主体者	住所:			
	氏名等:			
7 施工責任者	住所:			
	氏名等:			
8 着手予定時期	年	月	日	9 終了予定時期
9 終了予定時期	年	月	日	
10 参考事項				

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認事項 その他()
---------	-------------------------------

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所

氏名等 ⑩

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

東京都小金井市 _____ 丁目 番 号 所在遺跡

第 号
年 月 日

小金井市教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所

氏名等 ⑩

承 諾 書

私の所有する下記所在地における埋蔵文化財発掘事業について、承諾します。

なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に処置を委ね、権利を放棄します。

記

東京都小金井市 丁目 番 号 所在遺跡